一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年八月十七日農林水産省告示第千四百七十号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和四十一年十月二十一日農林省告示第千二百九十九号（一、二及び四に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに関係市役所及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千六十二号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年九月三日農林水産省告示第千五百七十七号（一から三までに係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年七月十九日農林水産省告示第千二百五号（一に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年十二月二十一日農林水産省告示第二千九十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及びびうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十七年十二月十七日農林水産省告示第二千六十一号（一及び二に係るものに限る。）
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁並びに朝倉市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和五十八年二月二十八日農林水産省告示第二百七十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十一条第三項の規定により、次のように保安施設地区の指定をする。
平成二十三年五月二十六日
農林水産大臣　鹿野　道彦
一　保安施設地区の所在場所
(一)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡県田川郡川崎町大字安眞木字弓折六四五六、六四五七、六四五九、字狭谷六四六六の四七
(二)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡県田川郡赤村大字赤字西大谷上ノ切四四一八の二、字大谷四四一六
(三)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡県田川郡福智町上野一六八七の一、一六八七の二
(四)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡県田川郡赤村大字赤字森ノ上六七八四の一、六七九〇、六八二七の一
(五)　次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）
福岡県田川郡添田町大字津野字にむら一〇七二の三一、一〇七二の三二